次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した項を加える。

改正後

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
［略］		
（項）こども政策推進費 （目）こども政策推進事業費補助金（地方自治体こども計画策定支援事業）（当該都道府県内の市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含み、指定都市を除く。）に交付するものに限る。）	［略］	［略］
（項）共生社会政策費 （目）地域子供の未来応援交付金（当該都道府県内の市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合等を含み、指定都市を除く。）に交付するものに限る。）		
（項）こども政策推進費 （目）物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金	全ての都道府県	一　法第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第八条の規定による決定の通知 四　法第九条第一項の規定による申請の取下げの受理 五　法第十条第四項において準用する法第八条の規定による事情変更による決定の取消し等に係る通知 六　法第十二条の規定による状況報告の受理 七　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知

改正前

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
［同上］	［同上］	［同上］
［項を加える。］		